

第 103 号 (令和 4 年 6 月 3 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【告示】

△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	3
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こどもの権利擁護課】	4
△	地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】	5
△	横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】	6
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	7
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】	8
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	9
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定【健康福祉局障害施策推進課】	14
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	15
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	16
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	17
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	18
△	地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】	20

【公告】

△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局管財課】	21
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	23
△	同【経済局商業振興課】	24
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	25
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	26
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	27
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	28
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	29
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	30
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	31
△	同【建築局調整区域課】	32
△	同【建築局調整区域課】	33
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	34
△	同【建築局調整区域課】	35

△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	36
△	横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画の縦覧【都市整備局上瀬谷整備推進課】	37
	【区告示】	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	38
△	同【南区地域振興課】	39
△	同【南区地域振興課】	40
△	同【泉区地域振興課】	41
△	同【泉区地域振興課】	42
△	同【泉区地域振興課】	43
△	同【西区地域振興課】	44
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	45
△	同【港南区地域振興課】	46
△	同【磯子区地域振興課】	47
△	同【磯子区地域振興課】	48
△	同【磯子区地域振興課】	49
	【消防局】	
△	消防団活動支援サービスの利用に係る一般競争入札の施行【総務課】	50
	【正誤】	54

告示

横浜市告示第 414 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 4 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	みんなのほいくえん at とつか
設置者	株式会社フォーハンズ
所在地	戸塚区戸塚町 4,247 番地の 21 の一部及び 4,247 番地の 23 の一部

横 浜 市 告 示 第 415 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

認 可 年 月 日	令 和 4 年 5 月 23 日
設 置 年 月 日	令 和 4 年 5 月 23 日
事 業 種 別	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー
施 設 名 称	ダ ・ ニ ー ノ み ど り
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 千 里 会
代 表 者	理 事 長 二 宮 浩
運 営 管 理 者	若 松 優 里
規 模 （ 延 床 面 積 ）	55.5 m ²
所 在 地	緑 区 台 村 町 352 番 地 の 13

横浜市告示第 416 号

地域包括支援センターの設置

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 3 項の規定により、地域包括支援センターが、次のとおり設置された。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

地域包括支援センターの設置者の名称	地域包括支援センターの所在地	設置年月日
社会福祉法人秀峰会	都筑区東方町 655 番地の 4	令和 4 年 6 月 1 日

横浜市告示第 417 号

横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

地域ケアプラザの名称	受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市都田地域 ケアプラザ	社会福祉法人秀峰 会 所長 桑 島 主 税	旭区下川井町 36 0 番地	令和 4 年 6 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 418 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 6 月 1 日	おながファミリー 眼科	戸塚区下倉田町 1,86 9 番地の 1	病院又は診療所
同	クリエイト薬局保 土ヶ谷今井町店	保土ヶ谷区今井町 15 6 番地の 1	薬局
同	イオンフードスタ イル鴨居店薬局	緑区鴨居一丁目 6 番 1 号	同
同	つながり訪問看護 ステーション青葉	青葉区奈良五丁目 28 番地の 2	訪問看護
同	訪問看護ステーシ ョン葵	泉区新橋町 251 番地 の 2	同
同	指定訪問看護アッ トリハ反町	神奈川区反町 3 丁目 23 番地の 6	同

横浜市告示第 419 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 3 月 29 日	サン薬局南部在宅療養支援部	(新) 港南区港南台六丁目 37 番 51 号	薬局
		(旧) 港南区上永谷二丁目 11 番 1 号	

横浜市告示第 420 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社こもれび	k o m o r e b i	鶴見区下末吉四丁目 27 番 10 号	就労継続支援 B 型
同	社会福祉法人若竹大寿会	かながわ地域活動ホームほのぼの相談支援室	神奈川区反町 1 丁目 7 番地の 3	自立生活援助
同	株式会社 Fast Motion	就労移行支援事業所 ルーツ横浜 駅西口第 2 オフィス	神奈川区鶴屋町 3 丁目 29 番地の 4	就労移行支援
同	アンダンテワークス株式会社	就労継続支援 B 型 銀河反町	神奈川区泉町 1 番地の 8	就労継続支援 B 型
同	社会福祉法人ル・プリ	横浜光センター	神奈川区東神奈川一丁目 29 番地	生活介護
同	株式会社アークリンク	ディーキャリアー横浜オフィス	西区岡野一丁目 13 番 11 号	就労定着支援
同	株式会社 Rodina	リワークセンター横浜西口	西区岡野一丁目 12 番 15 号	就労定着支援
同	株式会社 Rodina	リワークセンター横浜東口	西区平沼一丁目 38 番 3 号	就労定着支援
同	学校法人岩谷学園	多機能型事業所 I ビリーブ「I ビリーブ横浜高島町」	西区桜木町 7 丁目 45 番地の 2	自立訓練（生活訓練）
同	株式会社 K	K a i e n	西区平沼一丁	就労定着支

	a i e n	横浜	目 1 番 3 号	援
同	株式会社 K a i e n	生活訓練事業 所 K a i e n 横浜	西区平沼一丁 目 2 番 20 号	自立訓練（ 生活訓練）
同	株式会社マ ルク	マルクカレッ ジ横浜西口	西区北幸二丁 目 7 番 10 号	自立訓練（ 生活訓練）
同	パーソルチ ャレンジ株 式会社	ミラトレ横浜 関内	中区尾上町 6 丁目 83 番地	就労定着支 援
同	社会福祉法 人横浜市社 会事業協会	うるおい南	南区睦町 1 丁 目 25 番地	就労継続支 援 B 型
同	アンダンテ ワークス株 式会社	就労継続支援 B 型 銀河 弘明寺	南区通町 2 丁 目 39 番地の 11	就労継続支 援 B 型
同	合同会社和	ヘルプステー ションなごみ	南区蒔田町 88 3 番地	居宅介護、 行動援護
同	社会福祉法 人幸会	タキオングリ ント	保土ヶ谷区今 井町 536 番地 の 4	就労継続支 援 B 型
同	社会福祉法 人光風会	パン工房ひか りば	保土ヶ谷区狩 場町 151 番地	生活介護
同	特定非営利 活動法人う いず	ういずわーく	保土ヶ谷区星 川三丁目 7 番 24 号	就労継続支 援 B 型
同	社会福祉法 人同愛会	ホライゾン	保土ヶ谷区上 菅田町 1,641 番地の 3	共同生活援 助
同	株式会社ゆ たかカレッ ジ	ゆたかカレッ ジ横浜キャン パス	保土ヶ谷区岩 井町 86 番地の 7	就労移行支 援
同	株式会社耀	ケアステーシ ョン ぱお	金沢区寺前二 丁目 9 番 2 号	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護
同	株式会社エ ターナル	エターナル新 横浜	港北区新横浜 一丁目 13 番地 の 6	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護
同	株式会社フ	O H A N A 計	戸塚区下倉田	自立生活援

	アニメーサイド	画相談支援センター	町 584 番地	助
同	株式会社 ゆたかカレッジ	ゆたかカレッジ横浜キャンパス	戸塚区戸塚町 4,647 番地の 1	就労継続支援 B 型
同	社会福祉法人 電機神奈川福祉センター	戸塚はなえみ工房	戸塚区戸塚町 1,420 番地の 27	就労継続支援 B 型
同	株式会社 東京双樹	A A S H A 横浜	港南区最戸一丁目 14 番 31 号	就労継続支援 B 型
同	株式会社 ホールドハンド	リバティ	港南区下永谷三丁目 25 番 16 号	共同生活援助
同	社会福祉法人 夢 21 福祉会	第 2 まどか	旭区鶴ヶ峰二丁目 75 番地の 29	生活介護
同	ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス二俣川	旭区二俣川一丁目 39 番地の 13	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 セーフティケア	生活介護施設 あさがお	緑区長津田みなみ台一丁目 38 番地の 4	生活介護
同	K o k i a & S 合同会社	ヘルパーステーション あんさんぶる	緑区上山一丁目 7 番 1 号	居宅介護、重度訪問介護
同	グローバルサービス株式会社	岡喜タレント阿久和	瀬谷区阿久和南 4 丁目 4 番地の 2	就労継続支援 B 型
同	社会福祉法人 誠幸会	泉の郷まつかぜ	泉区上飯田町 1,986 番地の 1	短期入所
同	社会福祉法人 開く会	フラワーアーク	泉区中田町 2,752 番地の 1	就労継続支援 B 型
同	株式会社 ネットサスリング	つながり訪問介護ステーション 青葉	青葉区奈良五丁目 28 番地の 2	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人 美しが丘倶楽部	N P O 法人 美しが丘倶楽部	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 15	居宅介護、重度訪問介護

	部			
同	株式会社 K U K U R U	K U K U R U たまプラーザ	青葉区美しが 丘西三丁目 64 番地の 10	就労継続支 援 B 型
同	一般社団法 人 T E D	就労支援 T E D	都筑区仲町台 一丁目 28 番 6 号	就労継続支 援 B 型
令和 4 年 5 月 1 日	株式会社ク オリード	ミライエ鶴見 駅前	鶴見区豊岡町 3 番 25 号	就労移行支 援
同	合同会社 L i k e . T h e . S u n	L i k e . S u n . C a r e	南区六ツ川二 丁目 56 番地の 16	居宅介護、 重度訪問介 護
同	社会福祉法 人同愛会	ひばり	保土ヶ谷区上 菅田町 1,352 番地の 24	短期入所
同	社会福祉法 人同愛会	ひばり	保土ヶ谷区上 菅田町 1,352 番地の 24	共同生活援 助
同	社会福祉法 人みどりの その	梅の木坂テラ ス	磯子区杉田九 丁目 1 番 16 号	就労継続支 援 B 型
同	特定非営利 活動法人金 沢の精神保 健福祉を考 え推進する 会	ハイム金沢か もめ	金沢区能見台 通 5 番 18 号	共同生活援 助
同	アンダンテ ミライ株式 会社	訪問介護 A q u a 大倉 山	港北区大曾根 一丁目 6 番 17 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社一 颯	いぶきの風・ 戸塚	戸塚区汲沢四 丁目 22 番 4 号	就労継続支 援 B 型
同	株式会社 k a i n a l u	ケアーズ港南 台ヘルパー ステーション	港南区港南台 三丁目 22 番 11 号	居宅介護
同	アンダンテ ミライ株式 会社	訪問介護 A q u a 希望 ヶ丘	旭区本宿町 11 0 番地の 1	同行援護
同	株式会社ワ	G H ソシオ横	泉区中田西四	共同生活援

	イズ・イン フイニテイ ・エイト	浜 泉	丁 目 35 番 16 号	助
同	株 式 会 社 一 颯	いぶきの風・ 泉	泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 1 番 1 号	就 労 継 続 支 援 B 型
同	ケルビム・ リンク合同 会社	ケルビム・リ ンク合同会社	都 筑 区 仲 町 台 四 丁 目 16 番 18 号	居 宅 介 護
同	株 式 会 社 C － C A R E	就 労 定 着 支 援 事 業 所 C i a o セ ン タ 一 南	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 17 番 26 号	就 労 定 着 支 援

横浜市告示第 421 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 38 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設として、次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和 4 年 4 月 1 日	泉の郷まつかぜ	泉区上飯田町 1,986 番地の 1	施設入所支援 ・生活介護

横浜市告示第 422 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 19 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 4 年 4 月 1 日	株式会社フ ァニーサイ ド	O H A N A 計画相談支 援センター	戸塚区下倉田町 584 番地	地域移行支 援、地域定 着支援
令和 4 年 5 月 1 日	合同会社つ ながるわ	指定一般相 談事業所 つながる相 談	栄区桂町 74 番地 の 17	地域移行支 援、地域定 着支援

横浜市告示第 423 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 4 年 4 月 1 日	有限会社政勝商事	相談室ビッグツリー	鶴見区鶴見中央一丁目 21 番 11 号
同	S S サービス合同会社	ラポール計画相談センター	南区大岡五丁目 40 番 20 号
同	株式会社ファニーサイド	O H A N A 計画相談支援センター	戸塚区下倉田町 58 4 番地
同	新倅機材株式会社	彩	港南区野庭町 688 番地の 4
同	株式会社すいへいせん	すいへいせん相談室	緑区十日市場町 86 6 番地の 5
同	社会福祉法人恵正福社会	相談支援事業所 けいせい	瀬谷区阿久和南四丁目 8 番地の 294

横浜市告示第 424 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 4 年 4 月 20 日	有限会社 ステップコーポレーション	ステップ介護	神奈川区西神奈川三丁目 9 番地の 1	居宅介護、 重度訪問介護
令和 4 年 4 月 30 日	株式会社 クアトロクローバー	訪問介護 クローバー	瀬谷区中屋敷一丁目 22 番地の 6	居宅介護、 重度訪問介護
令和 4 年 4 月 30 日	特定非営利活動法人 金沢かもめ	ハイム寺前	金沢区寺前二丁目 14 番 2 号	共同生活援助
令和 4 年 4 月 1 日	有限会社 江ヶ崎薬局	江ヶ崎介護ステーション	鶴見区江ヶ崎町 13 番 2 号	居宅介護、 重度訪問介護
令和 4 年 4 月 26 日	株式会社 陽だまり	ケアセンター 一陽だまり	都筑区南山田町 4, 256 番地	重度訪問介護
令和 元年 10 月 31 日	株式会社 ケア 2 1	ケア 2 1 港北	港北区大豆戸町 664 番地の 2	同行援護

横浜市告示第 425 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 5 月 1 日	本牧脳神経外科クリニック	中区本牧原 19 番 1 号	病院又は診療所
同	医療法人社団はまかぜ会はまかぜ診療所	神奈川区立町 6 番地の 1	同
同	医療法人社団はまかぜ会ひなた在宅クリニック	港北区綱島西三丁目 2 番 20 号	同
同	山手台クリニック	泉区領家三丁目 2 番地の 4	同
同	医療法人社団成仁会市ヶ尾病院	青葉区市ヶ尾町 23 番地の 1	同
同	本牧中央薬局	中区本牧原 1 番 4 号	薬局
同	クローバー薬局	南区永田みなみ台 2 番 1 号	同
同	石井薬局	保土ヶ谷区岡沢町 2 番地の 9	同
同	ひまわり薬局	戸塚区吉田町 894 番地の 1	同
同	小川薬局山元町店	中区山元町 2 丁目 61 番地	同
同	さなえ薬局台村店	緑区台村町 195 番地	同
同	しんせい薬局	緑区中山四丁目 1 番 8 号	同
同	徳永薬局鴨居在宅センター	緑区鴨居三丁目 3 番 3 号	同
同	クリエイト薬局市ヶ尾在宅センター店	青葉区荏田西一丁目 9 番地の 15	同

同	医療法人みらいみらい訪問看護ステーション	南区高根町 3 丁目 17 番地の 28	訪問看護
同	戸塚区医師会訪問看護ステーション	戸塚区戸塚町 4,14 1 番地の 1	同

横 浜 市 告 示 第 426 号

地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 (昭 和 26 年 法 律 第 180 号) 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日
令 和 4 年 5 月 17 日
- 2 調 査 を 行 う 者 の 名 称
横 浜 市
- 3 調 査 地 域
金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 、 釜 利 谷 東 三 丁 目 、 釜 利 谷 東 四 丁 目 及 び
釜 利 谷 東 六 丁 目 の 各 一 部
瀬 谷 区 北 町 、 五 貫 目 町 、 中 屋 敷 二 丁 目 及 び 中 屋 敷 三 丁 目 、 並 び
に 瀬 谷 区 相 沢 五 丁 目 、 相 沢 六 丁 目 、 相 沢 七 丁 目 、 卸 本 町 、 上 瀬 谷
町 、 瀬 谷 町 、 竹 村 町 、 中 屋 敷 一 丁 目 、 本 郷 二 丁 目 、 本 郷 四 丁 目 及
び 目 黒 町 の 各 一 部
- 4 調 査 期 間
令 和 4 年 6 月 3 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

公 告

横浜市公告第 303 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 4 年 6 月 3 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 近 野 真 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
神奈川区恵比須町 3 番の 7	宅地	1,616.45

(3) 最低貸付価格

月額 493,017 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (自動更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

2 神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 4 年 6 月 7 日から令和 4 年 6 月 17 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局管財部管財課 (横浜市庁舎 11 階)

電話 045(671)3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (4) 神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- 4 入札参加の手続
- (1) 必要書類
神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項による。
 - (2) 受付期間
令和 4 年 6 月 7 日から令和 4 年 6 月 17 日まで必着
 - (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
 - (4) 宛先
〒 231-0005
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局管財部管財課
- 5 入札方法及び開札の日時及び場所
- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和 4 年 7 月 6 日まで必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
 - (2) 開札
令和 4 年 7 月 8 日午後 2 時 00 分
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市庁舎 11 階 11 - S 10 会議室
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第 6 条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他
詳細は神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 304 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜赤レンガ倉庫 2 号館
中区新港一丁目 1 番 2 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

横浜市
横浜市長 山中竹春
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
ほか 1 者

(3) 変更しようとする事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	横浜市 横浜市長 林 文 子 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 ほか 1 者	横浜市 横浜市長 山中竹春 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 3 年 8 月 30 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 4 年 4 月 4 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 305 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

黒瀧ビル

青葉区桂台二丁目 30 番地の 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社タマヤ総業

代表取締役 黒 瀧 富 雄

青葉区奈良二丁目 13 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役 遠 藤 正 敏 東京都立川市栄町 6 丁目 1 番地の 1 ほか 1 者	株式会社いなげや 代表取締役社長 本 杉 吉 員 東京都立川市栄町 6 丁目 1 番地の 1

(4) 変更の年月日

令和 2 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 4 年 4 月 11 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 306 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 (平 成 14 年 法 律 第 53 号) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 羽 沢 町 字 松 原 1,130 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
四 塩 化 炭 素、 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン、 水
銀 及 び そ の 化 合 物、 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物、 鉛 及 び そ の 化 合 物、
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
水 銀 及 び そ の 化 合 物、 鉛 及 び そ の 化 合 物、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合
物

横浜市公告第 307 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
旭区川井本町 75 番の 6、75 番の 7、75 番の 6 地先の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 308 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
4 年 4 月 横 浜 市 公 告 第 191 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 4 丁 目 18 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ベ ン ゼ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区
域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て
実 施 し た 結 果、土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め。

横 浜 市 公 告 第 309 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11732	株 式 会 社 宇 井 建 設	宇 井 秀 行	緑 区 長 津 田 町 2,961 番 地 の 1
11733	有 限 会 社 猿 渡 設 備 工 業 所 神 奈 川 事 業 所	猿 渡 順 一	港 北 区 新 吉 田 東 四 丁 目 10 番 9 号
30613	秋 山 設 備	秋 山 潤 一 朗	戸 塚 区 上 柏 尾 478 番 地 の 1
30614	宝 建 工 業 株 式 会 社	枝 並 留 理	川 崎 市 幸 区 北 加 瀬 2 丁 目 5 番 35 号
30615	株 式 会 社 古 澤 設 備	古 澤 潤	緑 区 東 本 郷 五 丁 目 5 番 3 - 345 号
30616	ツ グ ミ 設 備	矢 嶋 一 稔	座 間 市 ひ ば り が 丘 4 丁 目 9 番 27 号
11734	株 式 会 社 恵 工 業	下 地 義 信	戸 塚 区 小 雀 町 28 番 地
11735	栗 原 設 備	栗 原 一 雄	瀬 谷 区 南 瀬 谷 一 丁 目 4 番 地 の 8
30617	株 式 会 社 大 塚 設 備 工 業 相 模 原 営 業 所	大 塚 正 男	相 模 原 市 南 区 大 野 台 1 丁 目 18 番 15 号
11736	有 限 会 社 北 海 松 原 工 務 店	松 原 功 造	港 南 区 港 南 中 央 通 2 番 21 号
11737	D r a w L i n e	近 秀 子	小 田 原 市 小 八 幡 2 丁 目 8 番 39 号
11738	株 式 会 社 真 栄 工 業 本 社	諸 野 浩 章	都 筑 区 牛 久 保 東 二 丁 目 25 番 6 号

2 指 定 有 効 期 間

令 和 4 年 6 月 1 日 か ら 令 和 8 年 10 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 310 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 4 年 4 月 1 日	11618	東 京 ガ ス リ ビ ン グ ラ イ ン 株 式 会 社	(新) 綿 貫 裕 之	川 崎 市 川 崎 区 小 川 町 6 番 地 の 1
			(旧) 野 口 尚 史	

横 浜 市 公 告 第 311 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 富 岡 西 ひ か り が 丘 町 内 会 第 2 区 B 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意
思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 312 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 3 年 10 月 29 日 第 2021 開 1112 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区北幸二丁目 9 番 14 号
相鉄不動産株式会社
取締役社長 左 藤 誠
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区大曾根台 14 番の 15、14 番の 16 の一部、14 番の 17 から 14 番の 21 まで、14 番の 25 から 14 番の 29 まで、40 番の 2 及び 40 番の 3

横 浜 市 公 告 第 313 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 12 月 9 日 第 2021 開 604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
静 岡 市 清 水 区 吉 川 260 番 地
ホ ー ム ポ ジ シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 取 締 役 伴 野 博 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 港 南 台 八 丁 目 21 番 の 14 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 314 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 12 月 15 日 第 2021 開 1118 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
千 葉 県 松 戸 市 上 本 郷 283 番 地 の 1
山 本 実
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 町 5,601 番 の 一 部 、 5,602 番 及 び 5,603 番

横 浜 市 公 告 第 315 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2022 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 5 月 17 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
23.91 m
- 5 指 定 の 場 所
磯 子 区 中 原 三 丁 目 44 番 の 1 及 び 45 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
リブレ株式会社
代 表 取 締 役 小 川 慶 太

横浜市公告第 316 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2022 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 4 年 5 月 25 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
26.10 m
- 5 指定の場所
瀬谷区宮沢二丁目 72 番の 3 、 72 番の 6 、 72 番の 27 及び 74 番の 28
の一部
- 6 申請者の氏名
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林重行

横 浜 市 公 告 第 317 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 39 ・ 93 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 5 月 23 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
94.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 下 飯 田 町 796 番 の 4 地 先 か ら 798 番 の 18 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 318 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 地 区 土 地 区 画 整
理 事 業 の 事 業 計 画 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 52 条 第 1 項 の 規 定 に
よ り 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
の 事 業 計 画 を 定 め る た め 、 同 法 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の
と お り 関 係 図 書 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 事 業 計 画 に 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の
日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意 見
書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 6 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 4 年 6 月 4 日 か ら 令 和 4 年 6 月 17 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 都 市 整 備 局 上 瀬 谷 整 備 推 進 部 上 瀬 谷 整 備 推 進 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

区 告 示

南区告示第 7 号（令和 4 年 5 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、横浜パークタウン自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 18 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	竹 中 千 就 南区六ツ川三丁目 76 番 地の 7	町 野 由 典 南区六ツ川三丁目 84 番 地の 1

南区告示第 8 号（令和 4 年 5 月 18 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、永田町上星谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 18 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	宮 澤 八 夫 南区永田北二丁目 50 番 3 号	齋 藤 努 南区永田北二丁目 33 番 6 号

南区告示第 9 号（令和 4 年 5 月 18 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 18 日

横浜市南区長 鈴木 健 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	加藤 知佳子 南区永田台 39 番 5 号	高木 克 南区永田台 41 番 19 号

泉区告示第 4 号（令和 4 年 5 月 20 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、夏刈場自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 20 日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	馬場 貞一 泉区中田南四丁目 44 番 17 号	佐藤 康一 泉区中田南四丁目 48 番 9 号

泉区告示第 5 号（令和 4 年 5 月 20 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、弥生台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 20 日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	菊川 実 泉区弥生台 45 番地の 65	石野 勉 泉区弥生台 6 番地の 17

泉区告示第 6 号（令和 4 年 5 月 20 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、和泉町わかば会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 20 日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	黒川清志 泉区和泉中央北二丁目 26 番 7 号	平川一博 泉区和泉中央北三丁目 33 番 16 号

西区告示第 3 号（令和 4 年 5 月 24 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、老松町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 24 日

横浜市西区長 菊地 健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石井 紀太郎 西区老松町 45 番	中野 隆道 西区老松町 51 番 46 号

保土ヶ谷区告示第 2 号（令和 4 年 5 月 25 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、天王町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 5 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	縦 山 靖 保土ヶ谷区天王町一丁 目 13 番地の 4	佐 藤 暁 吉 保土ヶ谷区天王町二丁 目 45 番地の 1

港南区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西洗自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池上登士男 港南区日限山四丁目 4 番 25 号	松本昭彦 港南区日限山四丁目 18 番 29 号

磯子区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、杉田梅林町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	黒 崎 雅 美 磯子区杉田六丁目 39 番 23 号	清 水 弓 絵 磯子区杉田六丁目 11 番 14 号

磯子区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池 野 厚 子 磯子区田中一丁目 2 番 6 号	小 泉 由 香 利 磯子区栗木一丁目 6 番 8 号

磯子区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、洋光台一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 6 月 3 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	磯子区洋光台一丁目 17 番 3 号	磯子区洋光台一丁目 9 番 20 号

消防局

消防局公告第 8 号

消防団活動支援サービスの利用に係る一般競争入札の施行

次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

令和 4 年 6 月 3 日

契約事務受任者

横浜市消防局長 平 中 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

消防団活動支援サービスの利用

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

横浜市消防局総務部消防団課消防団係

(5) 入札方法

この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

(6) 予定価格

7,840,800 円（総額）（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認められたものを除く。）でないこと。

- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (6) 横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第 23 条に違反した者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。
- (8) 品質管理体制について、ISO9001:2008 若しくは ISO9001:2015 又は ISO20000-1:2018、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 3 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (9) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和 4 年 6 月 14 日午後 5 時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
入札説明書による。
- (3) 提出場所
〒 240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市消防局総務部総務課（保土ヶ谷区総合庁舎 5 階）
- (4) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒 240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市消防局総務部総務課（保土ヶ谷区総合庁舎 5 階）
小豆澤 電話 045(334)6525（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第 2 項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる局課にお

いて、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付方法等

横浜市消防局のホームページよりダウンロード可能

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/shobo/shobodanshien.html>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和4年7月15日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
電話 045(334)6525（直通）

7 提案書の提出期限及び場所等

令和4年7月6日から令和4年7月15日午後5時まで（ただし、休日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）に第3項第3号の局課に持参すること。

なお、郵送による場合は、令和4年7月6日から令和4年7月14日午後5時までに第3項第3号の局課に必着のこと。

8 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

(ア) 入札日時

令和4年7月15日午後2時

(イ) 入札場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
電話 045(334)6525（直通）

イ 郵送による入札書の提出

(ア) 対象

郵送による入札書類の受付は、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。郵送を行う場合、上記入札書類の受付場所に事前に連絡しなければならない。

(イ) 提出期限及び郵送先

令和4年7月14日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。

- (2) 開札予定日時
令和 4 年 7 月 15 日 午後 2 時
- 9 提案内容説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施
入札説明書による
- 10 入札の無効
次の入札は、無効とする。
 - (1) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札
 - (2) 第 2 項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- 11 落札者の決定
入札説明書の別添「落札者決定基準」に基づき、総合評価点数の最も高い入札者を落札者とする。
- 12 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。
- 13 契約金の支払方法
 - (1) 前金払
行わない。
 - (2) 契約金の支払方法
完了検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。
- 14 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否
要する。
 - (3) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

令和 4 年号外第 6 号 149 ページ上から 20 行目「第 2 条第 4 号及び第 5 号中「、保守管理所及び工事事務所」を「及び保守管理所」に改める。」は「第 2 条第 4 号中「、保守管理所長及び工事事務所長」を「及び保守管理所長」に改め、第 5 号中「、保守管理所及び工事事務所」を「及び保守管理所」に改める。」の誤り。